

資料編

目次

1 .	建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）	28
2 .	岡山県建築物耐震対策等基本方針の概要	39
3 .	中央防災会議による「地震防災戦略」の概要	40
4 .	近年発生した地震被害の状況	42
5 .	現状の耐震化率の算出及び推計方法	44
6 .	耐震化すべき建築棟数の算出及び推計方法	45
7 .	耐震化の促進を図るための支援策	47
8 .	玉野市の揺れやすさマップ及び危険度マップ	52
9 .	玉野市の避難場所一覧	54
10 .	緊急輸送道路一覧	56

1 建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）

（1）耐震改修促進法の概要

耐震改修促進法は、地震による建築物の倒壊等の被害から、国民の生命、身体及び財産を保護するため、耐震改修の促進のための措置を講ずることにより、建築物の地震に対する安全性を向上させることを目的とした法律です。その概要は、表 10 のとおりです。

表 10 耐震改修促進法の概要

- 1) 国民の努力義務（第 3 条第 4 項）
 - ・国民は、地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努める。
- 2) 耐震化の計画的実施（第 5 条）
 - ・都道府県は耐震改修促進計画を策定し、計画的な耐震化の実施に取り組む。（第 5 条第 1 項）
 - ・市は区域内の耐震改修促進計画を定めるよう努める。（第 5 条第 7 項）
- 3) 特定建築物の所有者の努力義務（第 6 条）
 - ・特定建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努める。
『特定建築物』とは、建築基準法等の耐震関係規定に適合しない、～ のいずれかに該当する建築物。
学校、体育館、病院、集会場、百貨店、事務所等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物
火薬類、石油類等の危険物を一定数量以上貯蔵又は処理する用途に供する建築物
倒壊により、地震時に通行を確保すべき道路を閉塞するおそれのある建築物
- 4) 指導及び助言ならびに指示等の実施（第 7 条）
 - ・所轄行政庁（建築主事を置く行政庁）は、特定建築物の耐震診断、耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。（第 7 条第 1 項）
 - ・所轄行政庁は、特定建築物のうち一定規模以上のものについて、必要な耐震診断、耐震改修が行われていないときは、必要な指示をすることができる。（第 7 条第 2 項）
 - ・所轄行政庁は、特定建築物の所有者等が、正当な理由もなく指示に従わない場合は、この旨を公表することができる。（第 7 条第 3 項）
- 5) 耐震改修の計画の認定（第 8 条）
 - ・耐震改修をしようとする者は、耐震改修の計画について所管行政庁に認定を申請することができる。所管行政庁は、その計画が耐震関係規定またはこれに準ずる基準に適合している等の要件に該当するときは、その認定をすることができる。（第 8 条第 1 項及び第 3 項）また、計画の認定を受けることで、下記の建築基準法の緩和・特例が適用されます。
既存不適格建築物の制限の緩和（改修による床面積増による容積率等の不適合）
耐火建築物に係る制限の緩和（柱の鋼板補強による耐火建築物の不適合）
建築確認手続きの特例（認定により建築確認とみなす）

建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画等)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「都道府県耐震改修促進計画」という。)を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項
 - 二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅(特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)を活用し、第十条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
 - 三 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体(地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)第四条第二項に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。)の長の同意を得なければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとと

もに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

- 6 前三項の規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
- 7 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。
- 8 市町村は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 特定建築物に係る措置

(特定建築物の所有者の努力)

第六条 次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(第八条において「耐震関係規定」という。)に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているもの(以下「特定建築物」という。)の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が前条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

(指導及び助言並びに指示等)

第七条 所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
 - 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物
 - 三 前条第二号に掲げる建築物である特定建築物
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、

特定建築物の所有者に対し、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物、特定建築物の敷地若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、特定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

- 5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 6 第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第八条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 建築物の位置
 - 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
 - 三 建築物の耐震改修の事業の内容
 - 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
 - 五 その他国土交通省令で定める事項
- 3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定(以下この章において「計画の認定」という。)をすることができる。
 - 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
 - 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
 - 三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築(柱の径若しくは壁の厚さを増加させ、又は柱若しくは壁のない部分に柱若しくは壁を設けることにより建築物の延べ面積を増加させるものに限る。)改築(形状の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。))を伴わないものに限る。)大規模の修繕(同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。)又は大規模の模様替(同条第十五号に規定する大規模の模様替をいう。)をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
 - イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部

分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画(二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画)に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。

四 第一項の申請に係る建築物が耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている耐火建築物(同法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。)である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

(1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

(2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。

5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分(以下この項において「建築物等」という。)については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。

一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であって、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの

二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等

7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定は、適用しない。

8 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が

計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

(計画の変更)

第九条 計画の認定を受けた者(第十三条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。)は、当該計画の認定を受けた計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(報告の徴収)

第十条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画(前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。)に係る建築物(以下「認定建築物」という。)の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

第十一条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第十二条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

(2) 特定建築物

耐震改修促進法第6条による特定建築物には、次のものが該当します。

表 11 特定建築物一覧

用途		特定建築物の規模要件 (努力義務(法第6条)並びに 指導及び助言(法第7条第1項) の対象)	指示(法第7 条第2項)の 対象となる規 模要件	公表(法 第7条 第3項) の対象
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積も含む	1,500㎡以上 *屋内運動場の面積も含む	
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
病院、診療所		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
集会場、公会堂		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
展示場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
卸売市場		階数3以上かつ1,000㎡以上		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
ホテル、旅館		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舍、下宿		階数3以上かつ1,000㎡以上		
事務所		階数3以上かつ1,000㎡以上		
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	750㎡以上	
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
遊技場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
公衆浴場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)		階数3以上かつ1,000㎡以上		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
自動車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物(法第6条第2号)		一定の数量以上を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上	
地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物(法第6条第3号)		左記用途に該当する全ての建築物		

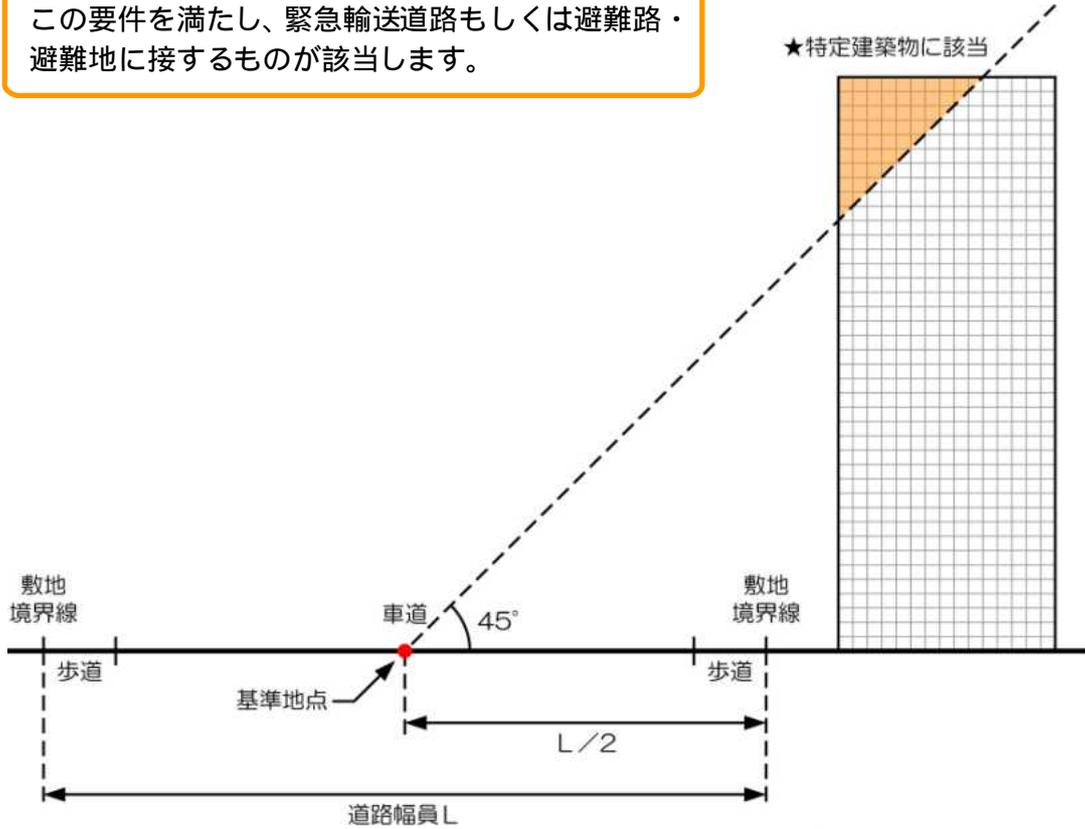
(5) 公表の対象：正当な理由がなく、指示に従わなかった時、公表の対象となる。

表 12 耐震改修促進法第 6 条第 2 号に規定された特定建築物の規模要件（危険物の数量）

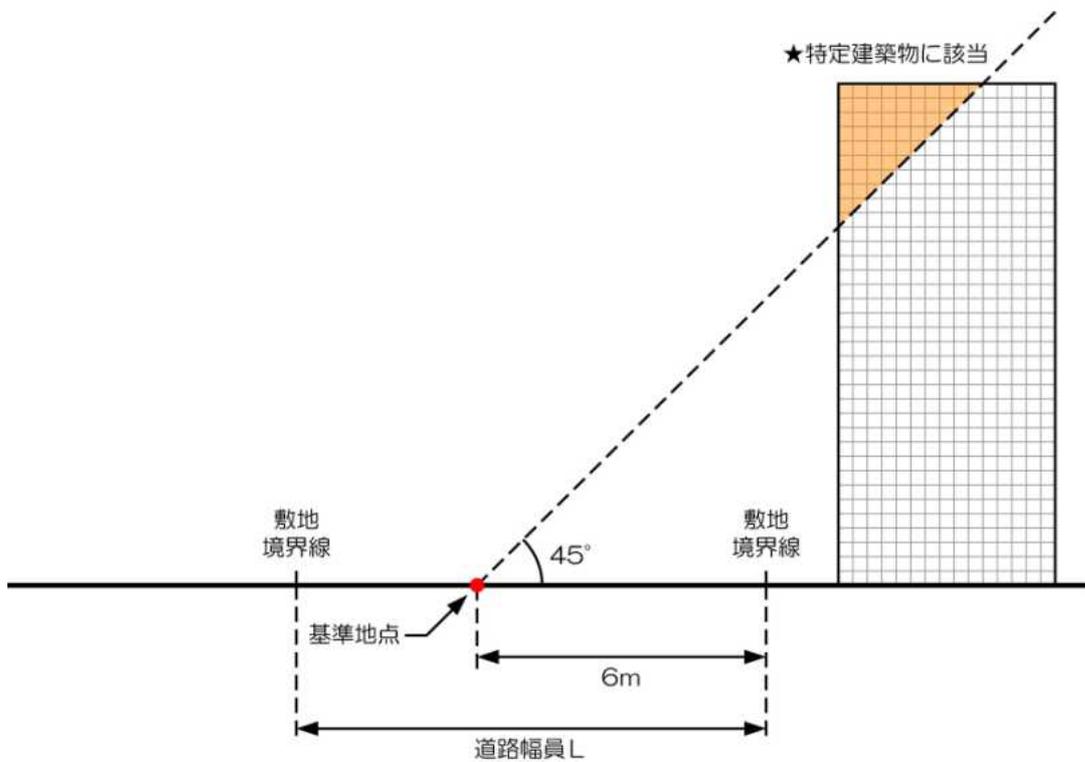
危険物の種類		危険物の数量
	火薬類	
	イ 火薬	10 t
	ロ 爆薬	5 t
	ハ 工業雷管及び電気雷管	50 万個
	ニ 銃用雷管	500 万個
	ホ 信号雷管	50 万個
	ヘ 実包	5 万個
	ト 空包	5 万個
	チ 信管及び火管	5 万個
	リ 導爆線	500 km
	ヌ 導火線	500 km
	ル 電気導火線	5 万個
	ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t
	ワ 煙火	2 t
	カ その他の火薬を使用した火工品	10 t
	その他の爆薬を使用した火工品	5 t
	消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
	危険物の規制に関する政令別表第四備考第 6 号に規定する可燃性個体類及び同表備考第 8 号に規定する可燃性液体類	可燃性個体類 30 t 可燃性液体類 20 t
	マッチ	300 マッチトン()
	可燃性のガス(及びを除く。)	2 万m ³
	圧縮ガス	20 万m ³
	液化ガス	2,000 t
	毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物又は同条 2 項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)	毒物 20 t 劇物 200 t

()マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ(56×36×17 mm)で、7,200 個、約 120 kg

この要件を満たし、緊急輸送道路もしくは避難路・避難地に接するものが該当します。



①前面道路の幅員（L）が12mを超える場合



②前面道路の幅員（L）が12m以下の場合

図 5 耐震改修促進法第 6 条第 3 号に規定された特定建築物の要件

(3) 国の基本方針の概要

平成 18 年 1 月には、耐震改修促進法第 4 条に基づき、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が策定されています。この方針は次の 5 項目で構成されています。

表 13 国の基本方針に定められる項目

- 1) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 3) 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 4) 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 5) 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

なかでも、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項では、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の約 75%を、平成 27 年までに少なくとも 9 割にすることが目標として設定されており、今後ますますの耐震診断及び耐震改修の推進が必要になります。

2 岡山県建築物耐震対策等基本方針の概要

1 建築物単体の耐震対策

個々の建築物の耐震化については、既存のもの及び今後建築されるものについて、次の考え方を基本とする。

建築物区分		既存のものなど(1)	今後建築されるもの
防災拠点となる公共建築物	1. 災害対策本部等を置くもの (具体例)庁舎、警察本部、警察署等	平成20年度末を目途に耐震診断を実施する。 必要に応じて改修計画を策定し、平成25年度を目途に改修工事を実施する。	地震に対する構造安全性を割増して設計する。 (1.25倍) ライフライン遮断時の自立機能を確保する。
	2. 避難施設等となるもの (具体例)公立学校、病院、体育館等	平成25年度末を目途に耐震診断を実施する。 必要に応じて速やかに改修計画の策定と改修工事を実施する。	地震に対する構造安全性を割増して設計する。 (1.1倍)
その他の建築物	3. 不特定多数の者が利用するもの(2) (具体例)百貨店、劇場、ホテル等	建築物の所有者から耐震診断等の計画を個別に聴取し、耐震診断と改修を指導する。	現行の耐震基準に基づき設計する。
	4. その他 (具体例)住宅等上記以外	耐震診断の重要性について、一般的な普及・啓発を実施する。	現行の耐震基準に基づき設計する。

(1) 建築確認を昭和56年5月31日以前に受けて建築されたもの及びそれ以後のピロティ形式や壁、窓の配置が偏っているもの。

(2) 3階以上かつ延べ面積2,000㎡以上のもの。

2 面的な建築物の耐震対策

老朽木造建築物密集地などの、面的な建築物の耐震対策について、考え方の基本を示す。

3 広域的な地震被害への耐震対策

地震発生直後の広域的な被害に速やかに対応して、二次災害を防止するための対策について、考え方の基本を示す。

4 建築物耐震化等に関する支援体制の整備

建築物の耐震化を円滑に推進するための技術者の支援体制の整備について、考え方の基本を示す。

5 建築物耐震化等に関する普及・啓発

建築物の耐震化に関する知識等の県民への普及・啓発について、考え方の基本を示す。

6 天井等二次部材に関する耐震対策

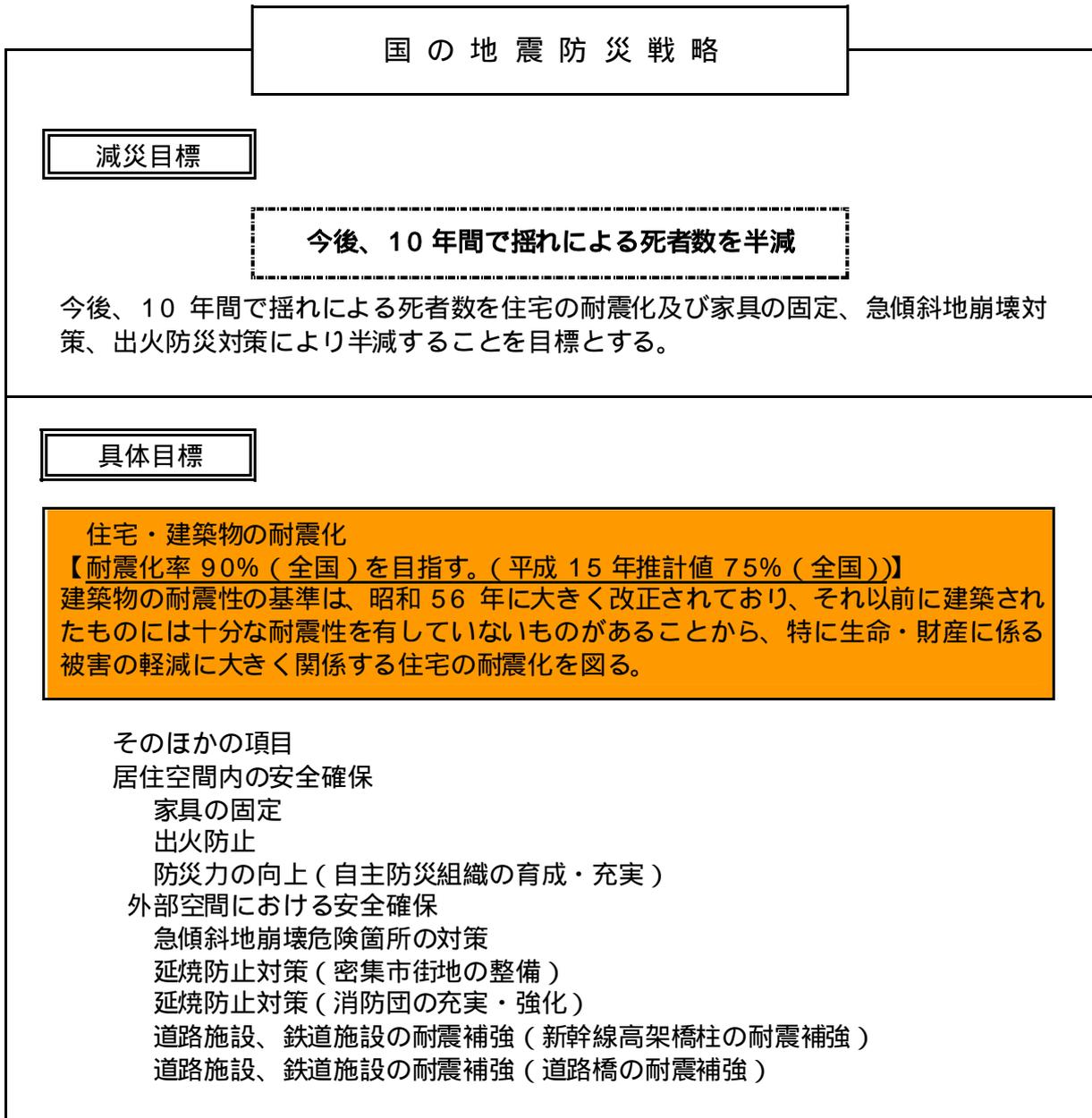
避難施設として指定され、また使用要請を受ける可能性の高い公共施設の二次部材の耐震対策を計画的に推進するため、二次部材に関するチェックリスト及び対策方法を定める。

3 中央防災会議による「地震防災戦略」の概要

平成 17 年 3 月に国の中央防災会議では、「地震防災戦略」を策定し、東海地震、東南海・南海地震による死者数及び経済被害額の想定値を 10 年間で半減させるという目標を定めるとともに、これを達成するための具体目標として、住宅の耐震化率を現在の約 75%から平成 27 年度までの 10 年間で 90%にすることなどが設定されました。

住宅・建築物の耐震化は、地震による被害を軽減する効果が最も期待される重要な項目とされ、緊急かつ最優先に取り組むべき課題として位置づけられています。

表 14 地震防災戦略の概要



出典：中央防災会議決定「地震防災戦略」

表 15 地震防災戦略で示された死者数の軽減目標

	現状	対策後	うち、住宅等の耐震化による減少分
東海地震の地震防災戦略			
揺れによって発生する死者数	約 7,900 人	約 4,000 人	約 3,500 人減
津波によって発生する死者数	約 1,400 人	約 500 人	
全死者数	約 9,200 人	約 4,500 人	
東南海・南海地震の地震防災戦略			
揺れによって発生する死者数	約 9,200 人	約 4,900 人	約 3,700 人減
津波によって発生する死者数	約 8,600 人	約 4,200 人	
全死者数	約 17,800 人	約 9,100 人	

() 四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

出典：中央防災会議決定「地震防災戦略」

4 近年発生した地震被害の状況

表 16 国内で近年発生した主な地震（マグニチュード 6 以上）

発生年	地震名称もしくは発生地	マグニチュード	人的被害等
平成 7 年 1 月	兵庫県南部地震 （阪神・淡路大震災）	7.3	死者約 6,400 人、負傷者約 4 万人
平成 8 年 8 月	秋田県内陸南部	6.1	負傷者 16 人
平成 9 年 3 月	鹿児島県薩摩地方	6.6	負傷者 37 人
平成 9 年 5 月	鹿児島県薩摩地方	6.4	負傷者 74 人
平成 9 年 6 月	山口県北部	6.6	負傷者 2 人
平成 10 年 9 月	岩手県内陸北部	6.2	負傷者 9 人
平成 11 年 5 月	釧路支庁中南部	6.3	負傷者 2 人
平成 12 年 1 月	根室半島南東沖	7.0	負傷者 2 人
平成 12 年 6 月	千葉県東方沖	6.1	負傷者 1 人
平成 12 年 6 月	石川県西方沖	6.2	負傷者 3 人
平成 12 年 7 月	新島・神津島・三宅島近海	6.5	死者 1 人、負傷者 15 人
平成 12 年 10 月	鳥取県西部地震	7.3	負傷者 182 人
平成 13 年 3 月	芸予地震	6.7	死者 2 人、負傷者 288 人
平成 13 年 8 月	青森県東方沖	6.4	負傷者 1 人
平成 14 年 10 月	青森県東方沖	6.1	負傷者 2 人
平成 14 年 11 月	宮城県沖	6.3	負傷者 1 人
平成 15 年 5 月	宮城県沖	7.1	負傷者 174 人
平成 15 年 7 月	宮城県北部	6.4	負傷者 677 人
平成 15 年 9 月	十勝沖地震	8.0	死者 1 名、不明 1 名、負傷者 849 人
平成 16 年 9 月	紀伊半島沖、東海道沖	7.4	負傷者 42 人
平成 16 年 10 月	新潟県中越地震	6.8	死者 68 人、負傷者 4,805 人
平成 16 年 11 月	釧路沖	7.1	負傷者 52 人
平成 16 年 12 月	釧路沖	6.9	負傷者 12 人
平成 16 年 12 月	留萌支庁南部	6.1	負傷者 8 人
平成 17 年 1 月	釧路沖	6.4	負傷者 1 人
平成 17 年 3 月	福岡県西方沖	7.0	死者 1 人、負傷者 1,087 人
平成 17 年 4 月	千葉県北東部	6.1	負傷者 1 人
平成 17 年 7 月	千葉県北西部	6.0	負傷者 38 人
平成 17 年 8 月	宮城県沖	7.2	負傷者 100 人
平成 17 年 10 月	茨城県沖	6.3	負傷者 2 人
平成 17 年 12 月	宮城県沖	6.1	負傷者 1 人
平成 18 年 6 月	大分県西部	6.2	負傷者 8 人
平成 19 年 3 月	能登半島地震	6.9	死者 1 人、負傷者 356 人
平成 19 年 7 月	新潟県中越沖地震	6.8	死者 15 人、負傷者 2,345 人

参考：気象庁ホームページ

表 17 岡山県で震度 4 以上を観測した地震（明治 35 年以降）

発生年月日	震度	被害	震央地名 (地震名)	規模 M
明治 38 年 6 月 2 日	岡山 (4)	被害なし。	安芸灘 (芸予地震)	7.6
明治 42 年 8 月 14 日	岡山 (4)	建物その他に若干の被害あり。 ただし人的被害なし。	滋賀県北東部 (姉川地震)	7.4
明治 42 年 11 月 10 日	岡山 (5)	県南部、特に都窪郡撫川町で被害大。 死者 2 人、建物全・半壊 6 戸、ひさし・ 壁破損 29 戸等。	足摺岬沖	7.9
昭和 2 年 3 月 7 日	岡山 (4)	県南部で家屋の小破損・屋根瓦の墜落 20 数件。 煉瓦煙突の上部破損。(上道郡平井村)	京都府北部 (北丹後地震)	7.3
昭和 9 年 1 月 9 日	岡山 (4)	県南部を中心に強く揺れ、吉備郡庭瀬町 では壁に亀裂を生じ土壁が倒壊した程 度で、県下全般に大きな被害なし。	徳島県西部	5.6
昭和 13 年 1 月 2 日	岡山 (3) 新見 (4)	伯備線神代駅近傍で岩石 40~50 個落 下、貨車・家屋破損、下熊谷の小貯水池 堤防決壊。	岡山県北西部	5.5
昭和 18 年 9 月 10 日	岡山 (5)	北東部県境付近で小規模な山崩れ。 山崩れ、崖崩れ、地割れ、落石等あり。 (被害については、どちらの地震による ものか判別できない)	鳥取県東部 (鳥取地震)	7.2
昭和 18 年 9 月 10 日	岡山 (4)		鳥取県沖 (鳥取地震余震)	6.0
昭和 21 年 12 月 21 日	岡山 (4) 西大寺 (6)	県南部、特に児島湾北岸、高梁川下流域 の新生地の被害が甚大であった。 死者 52 人、負傷者 157 人、建物全壊 1,200 戸、半壊 2,346 戸。 その他堤防、道路の損壊多し。	紀伊半島沖 (南海道地震)	8.0
昭和 27 年 7 月 18 日	岡山 (4)	被害なし。	奈良県中部 (吉野地震)	6.8
昭和 43 年 8 月 6 日	岡山 (4)	被害なし。	愛媛県西岸	6.6
平成 7 年 1 月 17 日	岡山 (4) 津山 (4)	軽傷 1 人。	淡路島 (兵庫県南部地震)	7.3
平成 12 年 10 月 6 日	新見・大佐・落合・ 美甘 (5 強) 19 市町村 (5 弱) 39 市町村 (4)	震源に近い阿新・真庭地方、及び岡山市 の軟弱地盤地域を中心に被害が多かつ た。 重傷 5 人、軽症 13 人、住家全壊 7 棟、 半壊 31 棟、一部破損 943 棟、その他 水道被害、道路破損多し。 玉野市は、住宅一部破損 3 棟、水道管 破裂 6 件等。	鳥取県西部 (鳥取県西部地震)	7.3
平成 13 年 3 月 24 日	26 市町村 (4)	軽傷 1 人。 住家一部破損 18 棟。 玉野市は、屋根瓦落下等。	安芸灘 (芸予地震)	6.7
平成 14 年 9 月 16 日	6 市町村 (4)	被害なし。	鳥取県中・西部	5.5
平成 18 年 6 月 12 日	4 市町村 (4)	被害なし。	大分県中部を 震源とする地震	6.2

出典：「玉野市地域防災計画（震災対策編）」

5 現状の耐震化率の算出及び推計方法

(1) 住宅の耐震化率の算出

対象となる住宅は、玉野市の固定資産データに基づき、集計を行いました。

昭和 56 年以降に建築された住宅については、構造によらず全て耐震性があるものとして集計を行っています。一方、昭和 55 年以前に建築された住宅については、国土交通省が実施した耐震診断結果に関する都道府県アンケート調査、及び総務省統計局が実施した住宅・土地統計調査に基づき、耐震性があると判断されるもの及び耐震改修を実施したものを推計しています(表 18)。

表 18 耐震性の判断基準

区分	棟数の推計手法
昭和 56 年以降に建築された住宅	玉野市固定資産データに基づく集計。 全て耐震性があるものとして集計しました。
昭和 55 年以前に建築された住宅	玉野市固定資産データに基づく集計。 以下の 2 項目については、耐震性があるものとして集計しました。
元々耐震性があったもの	平成 14 年 3 月末に国土交通省が実施した耐震診断結果に関する都道府県アンケート結果より推計。 (耐震性ありと判断される割合：木造約 12%、非木造約 76%)
耐震改修を実施したもの	住宅・土地統計調査結果(平成 15 年)より推計。 (玉野市での耐震改修実施率が 2.9%。これを玉野市全域に採用。)

(2) 特定建築物の耐震化率の算出

特定建築物については、地震により倒壊等の被害を受けた場合の社会的影響が著しく大きいことから、耐震化率の算出は、昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築された建築物、耐震診断にて耐震性ありの判定がされたこと又は耐震改修が行われたことを把握しているもののみを、耐震性がある建築物として扱っています。

また、建築年月日が不明なものについては、全て昭和 55 年以前の耐震性のない建築物として扱っています。

(3) 市有建築物の耐震化率の算出

市有建築物については、市営住宅等も含めた市有施設全ての建築物について集計を行っています。耐震化率の算出は、特定建築物についてのものに準じています。

6 耐震化すべき建築棟数の算出及び推計方法

(1) 耐震化すべき住宅の建物棟数

住宅については、本計画の期間である平成 27 年度の住宅総数、滅失戸数、新築・建替え戸数を推計することで、平成 27 年度末までに耐震化すべき建築物の棟数を推計しています。

住宅棟数の変遷についての考え方

図 6 に示すとおり、現在の建物は、次の 3 種類に分類されます。

- 1) 昭和 56 年以降に建築された耐震性のある建物
- 2) 昭和 55 年以前に建築されたが、耐震性のある建物
- 3) 昭和 55 年以前に建築された耐震性のない建物

そして、平成 27 年には、次の 4 種類が存在していることとなります。

- 1) 平成 19 年現在、建築されている S56 年以降の耐震性のある建築
- 2) 平成 19 年以降、新築・改築された建物(耐震性あり)
- 3) 昭和 55 年以前に建築されたが、耐震性のある建物
- 4) 昭和 55 年以前に建築された耐震性のない建物

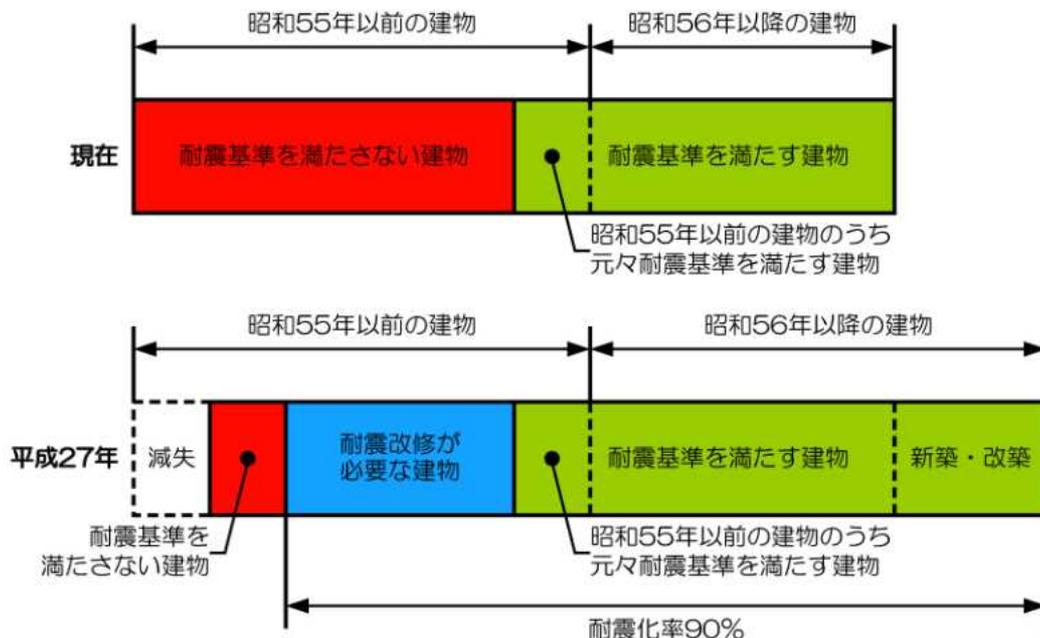


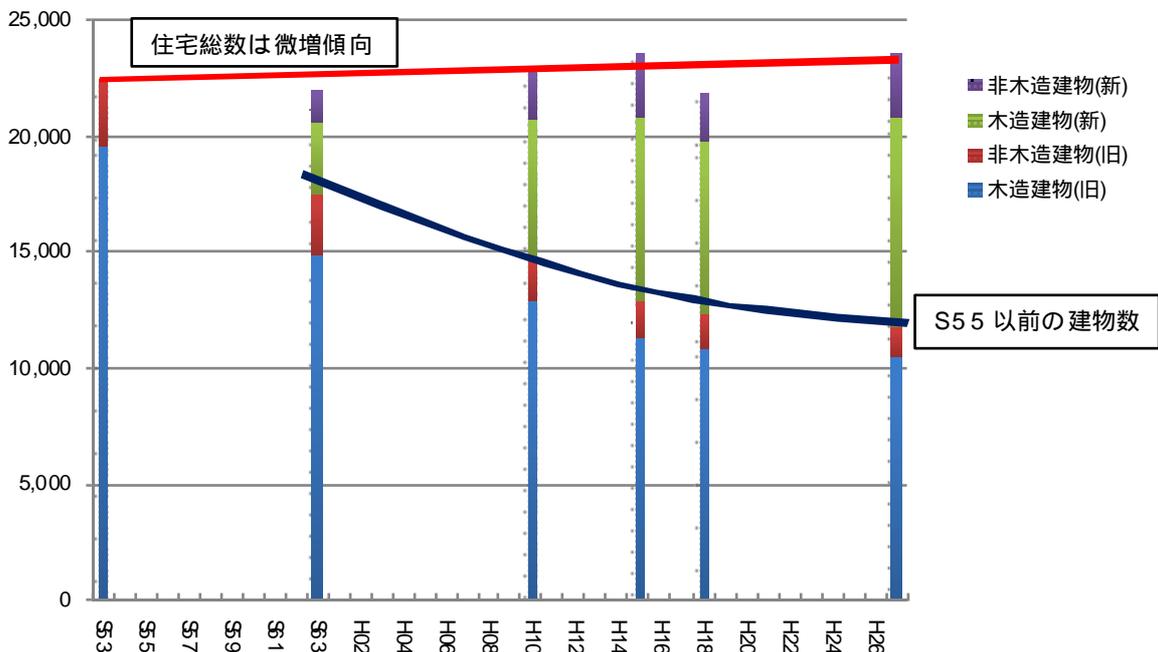
図 6 住宅・建築物数の目標の考え方

この考え方に基づき、住宅総数(新築・滅失戸数)の推計及び建替え戸数の推計を行い、平成 27 年度末までに耐震化を行うべき住宅棟数を算出しています。

住宅総数の推計(新築・滅失戸数の推計)及び建替え戸数の推計手法

新築及び滅失により、住宅の総数は増減します。さらに、建替えによって、昭和 55 年以前の住宅棟数は減少し、昭和 56 年以降の住宅棟数は増加します。

平成 27 年度における玉野市の耐震化すべき住宅・建築物の棟数を算出するために、平成 27 年度の住宅総数及び、昭和 55 年以前の住宅棟数を、図 7 のように推計しました。



- () S 5 3 年の住宅総数、建築時期別住宅数は、S 5 3 年の住宅・土地統計調査結果をもとにしています。
 S 6 3 年の住宅総数、建築時期別住宅数は、S 6 3 年の住宅・土地統計調査結果をもとにしています。
 H 1 0 年の住宅総数、建築時期別住宅数は、H 1 0 年の住宅・土地統計調査結果をもとにしています。
 H 1 5 年の住宅総数、建築時期別住宅数は、H 1 5 年の住宅・土地統計調査結果をもとにしています。
 H 1 8 年の住宅総数、建築時期別住宅数は、固定資産データをもとにしています。

図 7 住宅総数ならびに昭和 56 年以前の建物件数の推移 (推計)

耐震化すべき住宅・建築物棟数の推計

上記の手法を用いて、平成 27 年度における住宅総数（新築・滅失戸数）及び昭和 56 年以降の住宅棟数の推計を行い、さらに、表 18 に示した手法により、昭和 55 年以前に建築された住宅のうち元々耐震性があったものを算出し、玉野市において平成 27 年度末までに耐震化を行うべき住宅の棟数を推計しました。

(2) 耐震化すべき特定建築物の建物棟数

特定建築物については、玉野市内の対象建築物があまり多くないことから、新築・滅失戸数の推計、建替え戸数の推計は行わず、現在の対象建物棟数に対する目標値を設定し、耐震化を行うべき建物棟数を算出しています。

(3) 耐震化すべき市有建築物の建物棟数

特定建築物同様、市有建築物についても、玉野市内の対象建築物があまり多くないことから、新築・滅失戸数の推計、建替え戸数の推計は行わず、現在の対象建物棟数に対する目標値を設定し、耐震化を行うべき建物棟数を算出しています。

7 耐震化の促進を図るための支援策

現在、玉野市で実施中の事業は以下のとおりです。（下記の補助は、平成 20 年 4 月 1 日時点の内容に基づいたもので、今後変更の可能性があります。）

表 19 玉野市建築物耐震診断事業

補助の対象			補助率等
事業区分	建築物	経費 (他の公的な制度での補助を受けるものを除く。)	
木造住宅 耐震診断事業	次に掲げる要件のすべてに該当する住宅 (1) 玉野市内に存するもの (2) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された一戸建ての住宅（店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅にあっては、住宅以外用途の床面積が 2 分の 1 未満のもの） (3) 構造が次に掲げる工法以外の木造であるもの ア 丸太組工法 イ 建築基準法第 38 条の規定に基づく認定工法 (4) 地上階数が 2 以下のもの	次に掲げる経費(1,000 円 / m ² 以内を限度) (1) 耐震診断等の経費 ただし、第 2 条第 1 号アに係るものは、岡山県木造住宅耐震診断マニュアルに掲げる一般診断法、精密診断法によるものに限り、第 2 条第 1 号工に係るものは、耐震性能に係る評価の費用相当分に限る。 (2) 第 10 条の評価に係る経費	補助対象経費の 3 分の 2 以内（一住宅につき一般診断法にあっては 28 千円、精密診断法にあっては 100 千円を限度とする。）
戸建て住宅 耐震診断事業	木造住宅耐震診断事業の建築物欄に掲げる以外の玉野市内に存する一戸建ての住宅	次に掲げる経費(1,000 円 / m ² 以内を限度) (1) 耐震診断等の経費 ただし、第 2 条第 1 号工に係るものは、耐震性能に係る評価の費用相当分に限る。 (2) 第 10 条の評価に係る経費	補助対象経費の 3 分の 2 以内。ただし、一住宅につき 100 千円を限度とする。
建築物 耐震診断事業	(1) 玉野市内に存する一戸建て以外の住宅 (2) 玉野市内に存する住宅以外の建築物（昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された 1,500 m ² を超える建築物が 2 以上存在し、かつ概ね 1 ha 以上の規模を有する地域として市長が指定した地域に存するものに限る。）	次に掲げる経費(1,000 m ² 未満のものは 2,000 円 / m ² 以内、1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満のものは 1,500 円 / m ² 以内、2,000 m ² 以上のものは 1,000 円 / m ² 以内を限度) (1) 耐震診断等の経費（既存住宅性能表示制度に係る性能評価を除く。） (2) 第 10 条の評価に係る経費	補助対象経費の 3 分の 2 以内

これまでの玉野市における補助事業の活用実績は、以下のとおりです。今後さらにこれらの制度を活用して、市民の皆さんの耐震診断及び耐震改修が進んでいくよう、広報や啓発を進めていきます。

表 20 玉野市における耐震診断実績

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
補助事業を活用した耐震診断件数	4	7	4	6	6
うち、耐震性有と診断されたもの	1	2	1	5	1

玉野市建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱

平成 18 年 3 月 31 日

告示第 45 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、建築物の耐震診断等を実施する当該民間建築物の所有者に対し、予算の範囲内でこれに要する費用の一部を補助することで、地震に対する建築物の安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断等 既存の建築物の耐震性を確認するために行う次に掲げるもの、及びこれに附随する調査等をいう。ただし、建築物の用途変更に伴うもの及び市長が別に定めるものを除く。

ア 国土交通省が示す技術指針に定める方法並びに岡山県木造住宅耐震診断マニュアルに掲げる一般診断法及び精密診断法に基づき行う既存建築物の耐震診断、補強計画、計画後の耐震診断

イ 構造計算書等の既存設計図書の内容の確認及び現地調査

ウ 構造計算の再計算及び現地調査

エ 既存住宅性能表示制度に係る性能評価(「構造躯体の倒壊等防止」に係る耐震等級の項目を含むものに限る。)

(2) 補助事業者 建築物の所有者で耐震診断等を受けるため、玉野市建築物耐震診断等事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けようとする者をいう。

(3) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の 1 / 2 未満のもの)を含む。)をいう。

(補助対象者)

第 3 条 この要綱に基づく補助金の交付を受けることができる者は、別表の事業区分に応じて次の各号のいずれかに該当する耐震診断等を行う民間建築物の所有者(区分所有建築物にあっては、建物の区分所有等に関する法律(昭和 37 年法律第 69 号)第 3 条に規定する団体)とする。

(1) 木造住宅耐震診断事業 岡山県木造住宅耐震診断員認定要綱第 3 条の規定により、岡山県知事の登録を受けた木造住宅耐震診断員による耐震診断を、社団法人岡山県建築士事務所協会に委託して実施するもの。ただし、既存住宅性能表示制度に係る性能評価はこの限りではない。

(2) 前号以外の事業 建築物の構造実務実績等を勘案し岡山県知事が指定した建築士事務所に委託し実施するもの。ただし、既存住宅性能表示制度に係る性能評価はこの限りではない。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 この要綱に基づく補助金の交付の対象となる経費及び補助率等は、別表に定めるところによる。

(交付申請)

第5条 補助事業者は、所定の玉野市建築物耐震診断等事業費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断等を受けようとする建築物の位置図
- (2) 耐震診断等を受けようとする建築物の所有者及び建築時期がわかるもの
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し適当であると認めるときは、所定の玉野市建築物耐震診断等事業費補助金交付決定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(計画の変更)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の対象となる耐震診断等の内容を変更し、又は中止しようとするときは、すみやかに玉野市建築物耐震診断等変更・中止承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、これを承認し、その旨を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、本事業の耐震診断等が完了したときは、所定の玉野市建築物耐震診断等完了報告書兼請求書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断等結果報告書
- (2) 耐震診断等費用の領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による完了報告書兼請求書を受け付けたときは、その内容を審査し適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定した後、速やかに補助金を交付するものとする。

(評価)

第10条 本事業の耐震診断等は、その結果について岡山県知事が指定する耐震評価機関の評価を受けたものでなければならない。ただし、既存住宅性能表示制度に係る性能評価は、この限りでない。

(公表)

第 11 条 市長は、本事業の耐震診断等の結果を遅滞なく公表するものとする。

2 公表の対象となる建築物の種類、公表の方法は、市長が別に定める。

(取引上の開示)

第 12 条 本事業の耐震診断等を実施した建築物の所有者は、当該建築物を第三者に譲渡若しくは貸与しようとするときは、譲渡人又は貸借人に、耐震診断等の結果を開示しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 13 条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反する事実があったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 玉野市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱(平成 15 年玉野市告示第 58 号)は、廃止する。

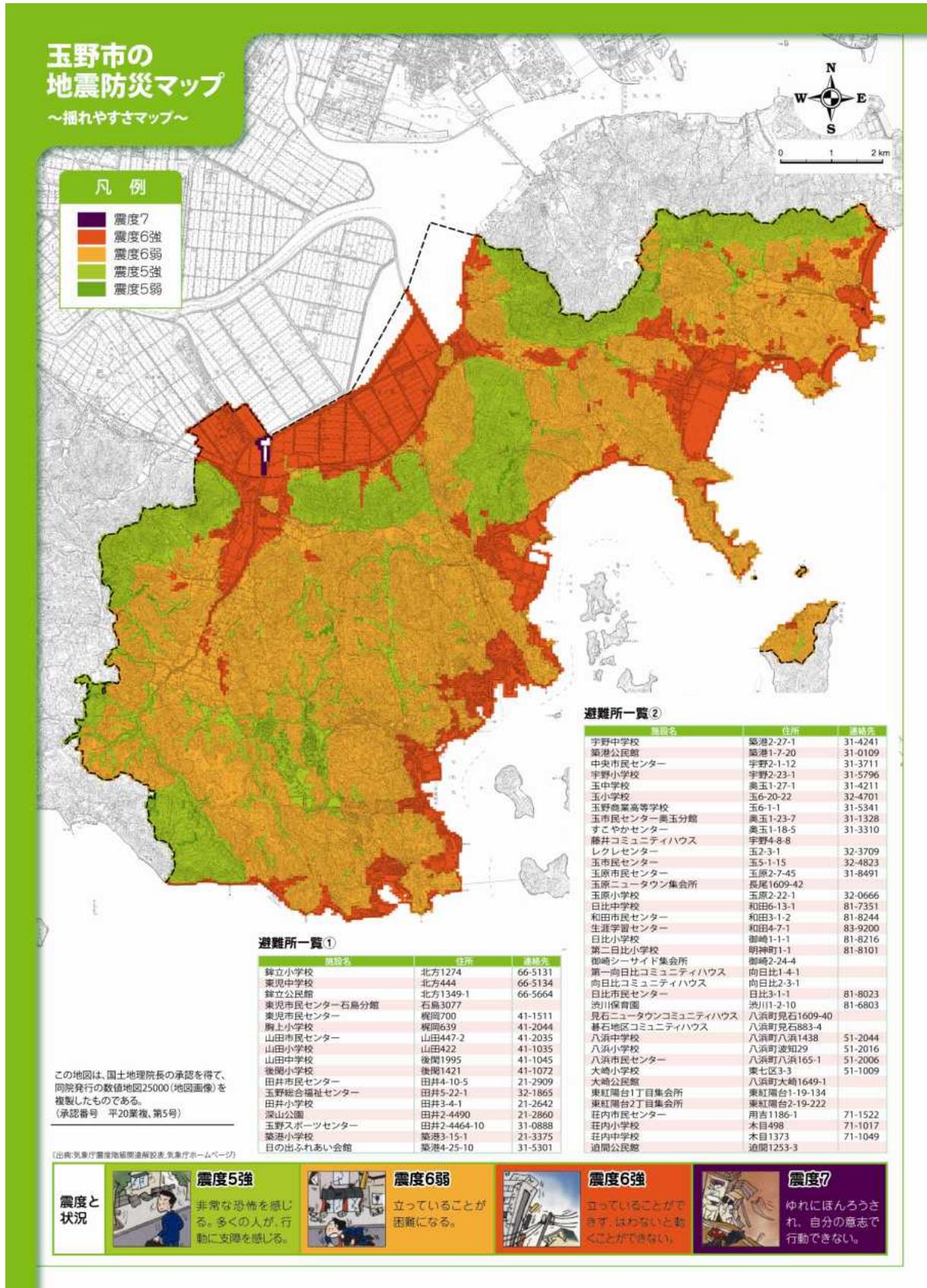
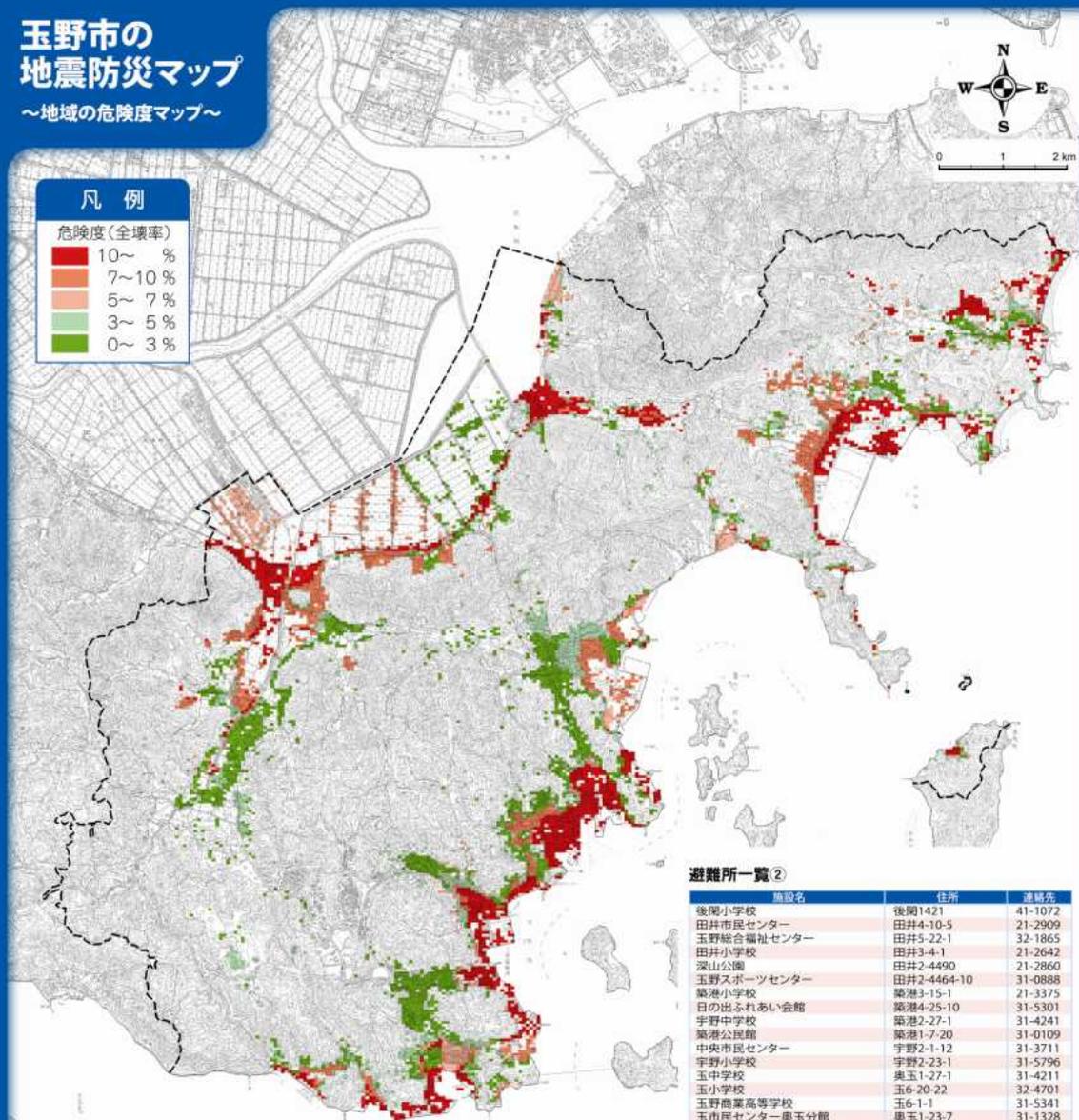


図8 玉野市の揺れやすさマップ

玉野市の地震防災マップ

～地域の危険度マップ～



凡例

危険度(全壊率)

10%以上	10%以上
7~10%	7~10%
5~7%	5~7%
3~5%	3~5%
0~3%	0~3%

避難所一覧①

施設名	住所	連絡先
錦立小学校	北方1274	66-5131
東児中学校	北方444	66-5134
錦立公民館	北方1349-1	66-5664
東児市民センター石島分館	石島3077	
東児市民センター	概岡700	41-1511
胸上小学校	概岡639	41-2044
山田市民センター	山田447-2	41-2035
山田小学校	山田422	41-1035
山田中学校	後関1995	41-1045

避難所一覧②

施設名	住所	連絡先
後関小学校	後関1421	41-1072
田井市民センター	田井4-10-5	21-2909
玉野総合福祉センター	田井5-22-1	32-1865
田井小学校	田井3-4-1	21-2642
深山公園	田井2-4490	21-2860
玉野スポーツセンター	田井2-4464-10	31-0888
船港小学校	船港3-15-1	21-3375
日の出ふれあい会館	船港4-25-10	31-5301
宇野中学校	船港2-27-1	31-4241
船港公民館	船港1-7-20	31-0109
中央市民センター	宇野2-1-12	31-3711
宇野小学校	宇野2-23-1	31-5796
玉中学校	奥玉1-27-1	31-4211
玉小学校	玉6-20-22	32-4701
玉野商業高等学校	玉6-1-1	31-5341
玉市民センター奥玉分館	奥玉1-23-7	31-1328
すこやかセンター	奥玉1-18-5	31-3310
船井コミュニティハウス	宇野4-8-8	
レクレセンター	玉2-3-1	32-3709
玉市民センター	玉5-1-15	32-4823
玉野市民センター	玉野2-7-45	31-8491
玉野ニュータウン集会所	長尾1609-42	
玉野小学校	玉野2-22-1	32-0666
日比中学校	和田6-13-1	81-7351
和田市民センター	和田3-1-2	81-8244
生涯学習センター	和田4-7-1	83-9200
日比小学校	御崎1-1-1	81-8216
第二日比小学校	明神町1-1	81-8101
御崎シーサイド集会所	御崎2-24-4	
第一向日比コミュニティハウス	向日比1-4-1	
向日比コミュニティハウス	向日比2-3-1	
日比市民センター	日比3-1-1	81-8023
汐川保育園	汐川111-2-10	81-6803
現石ニュータウンコミュニティハウス	八浜町見石1609-40	
暮石地区コミュニティハウス	八浜町見石883-4	
八浜中学校	八浜町八浜1438	51-2044
八浜小学校	八浜町波知29	51-2016
八浜市民センター	八浜町八浜165-1	51-2006
大崎小学校	東七区3-3	51-1009
大崎公民館	八浜町大崎1649-1	
東紅蓮台1丁目集会所	東紅蓮台1-19-134	
東紅蓮台2丁目集会所	東紅蓮台2-19-222	
庄内市民センター	用吉1186-1	71-1522
庄内小学校	木目498	71-1017
庄内中学校	木目1373	71-1049
追間公民館	追間1253-3	

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである。
(承認番号 平20業複、第5号)

※「全壊」とは？

「全壊」とは、台風や地震などの自然災害による建物の被害の程度の中でも、もっとも大きく被害を受けた状態を示しています。具体的には、平成13年6月に国により「災害の被害認定基準」が定められ、「居住する上で危険な状態」を全壊としています。

全壊	半壊	一部損壊	無被害
<p>●住宅の全体、もしくは一部の階が全て倒壊している。</p>	<p>●外壁や柱の傾斜が1/20以上ある。</p>	<p>居住する上で一部支障を示した状態を示しています。</p>	<p>倒壊が生じていない状態を示しています。</p>

別表に居住者の被害認定基準適用指針、内閣府、東海地建整・南海地震等に関する専門調査会、中央防災会議を参照して作成

図9 玉野市の危険度マップ

9 玉野市の避難場所一覧

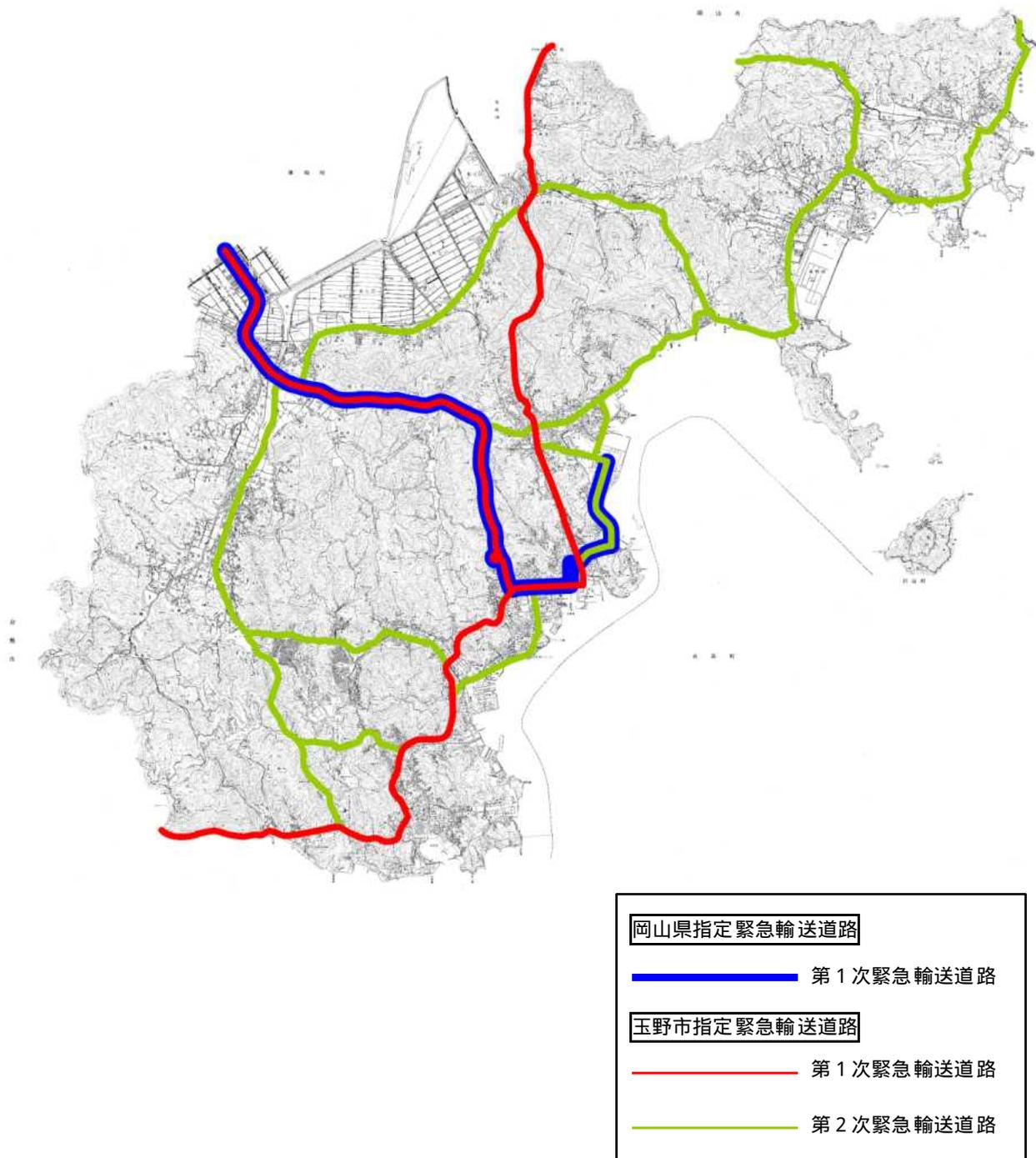
表 21 玉野市における避難場所一覧

施設名	住所	連絡先	拠点 避難所	指定 避難所	建設年度
鉾立小学校	北方 1274	66-5131			昭和 8 ~ 平成 8
東児中学校	北方 444	66-5134			昭和 32 ~ 昭和 63
鉾立公民館	北方 1349-1	66-5664			昭和 56
東児市民センター石島分館	石島 3077				昭和 52
東児市民センター	梶岡 700	41-1511			平成 5
胸上小学校	梶岡 639	41-2044			昭和 57 ~ 平成 7
山田市民センター	山田 447-2	41-2035			昭和 58
山田小学校	山田 422	41-1035			平成 6
山田中学校	後閑 1995	41-1045			昭和 52 ~ 昭和 56
後閑小学校	後閑 1421	41-1072			昭和 49 ~ 平成 16
田井市民センター	田井 4-10-5	21-2909			平成 6
玉野総合福祉センター	田井 5-22-1	32-1865			昭和 52
田井小学校	田井 3-4-1	21-2642			昭和 39 ~ 昭和 52
深山公園(センターハウス)	田井 2-4490	21-2860			平成 2
玉野スポーツセンター	田井 2-4464-10	31-0888			昭和 46 ~ 昭和 56
築港小学校	築港 3-15-1	21-3375			昭和 45 ~ 平成 7
日の出ふれあい会館	築港 4-25-10	31-5301			平成 1
宇野中学校	築港 2-27-1	31-4241			平成 2 ~ 平成 17
築港公民館	築港 1-7-20	31-0109			昭和 55
中央市民センター	宇野 2-1-12	31-3711			昭和 47 ~ 昭和 62
宇野小学校	宇野 2-23-1	31-5796			昭和 41 ~ 昭和 60
玉中学校	奥玉 1-27-1	31-4211			昭和 51 ~ 平成 12
玉小学校	玉 6-20-22	32-4701			昭和 34 ~ 昭和 48
玉野商業高等学校	玉 6-1-1	31-5341			昭和 37 ~ 平成 10
玉市民センター奥玉分館	奥玉 1-23-7	31-1328			昭和 49
すこやかセンター	奥玉 1-18-5	31-3310			平成 13
藤井コミュニティハウス	宇野 4-8-8				昭和 53
レクレセンター	玉 2-3-1	32-3709			昭和 58
玉市民センター	玉 5-1-15	32-4823			昭和 41
玉原市民センター	玉原 2-7-45	31-8491			昭和 49
玉原ニュータウン集会所	長尾 1609-42				昭和 53
玉原小学校	玉原 2-22-1	32-0666			昭和 51 ~ 昭和 54
日比中学校	和田 6-13-1	81-7351			平成 3 ~ 平成 6
和田市民センター	和田 3-1-2	81-8244			昭和 51

施設名	住所	連絡先	拠点 避難所	指定 避難所	備考
生涯学習センター	和田 4-7-1	83-9200			平成 8
日比小学校	御崎 1-1-1	81-8216			昭和 38 ~ 昭和 57
第二日比小学校	明神町 1-1	81-8101			昭和 54 ~ 昭和 59
御崎シーサイド集会所	御崎 2-24-4				昭和 51
第一向日比コミュニティハウス	向日比 1-4-1				昭和 55
向日比コミュニティハウス	向日比 2-3-1				昭和 54
日比市民センター	日比 3-1-1	81-8023			昭和 50 ~ 平成 3
渋川保育園	渋川 1-2-10	81-6803			昭和 57
見石ニュータウンコミュニティハウス	八浜町見石 1609-40				昭和 63
碁石地区コミュニティハウス	八浜町見石 883-4				不明 (新耐震)
八浜中学校	八浜町八浜 1438	51-2044			昭和 38 ~ 昭和 59
八浜小学校	八浜町波知 29	51-2016			昭和 40 ~ 平成 10
八浜市民センター	八浜町八浜 165-1	51-2006			昭和 50
大崎小学校	東七区 3-3	51-1009			昭和 43 ~ 平成 13
大崎公民館	八浜町大崎 1649-1				昭和 57
東紅陽台 1 丁目集会所	東紅陽台 1-19-134				平成 17
東紅陽台 2 丁目集会所	東紅陽台 2-19-222				昭和 58
荘内市民センター	用吉 1186-1	71-1522			平成 8
荘内小学校	木目 498	71-1017			昭和 42 ~ 昭和 54
荘内中学校	木目 1373	71-1049			昭和 57 ~ 昭和 59
迫間公民館	迫間 1253-3				不明 (旧耐震)

() 拠点避難所：玉野市職員が配置される避難所

10 緊急輸送道路一覧



() 岡山県の指定する緊急輸送道路については、第1次緊急輸送道路のみ記載しています。

図10 玉野市における緊急輸送道路図

出典：「岡山県地域防災計画」及び「玉野市地域防災計画」